

(お知らせ)

令和2年5月1日

健康管理手帳所持者の皆様へ

## 新型コロナウイルスに伴う健康診断の延期について

健康管理手帳の所持されている皆様におかれましては、年1回（もしくは2回）定期的に健康診断を各健康診断機関で受診していただいておりますが、新型コロナウイルスに感染防止の伴う緊急事態宣言等の状況から、健康診断については、健康診断実施機関状況において、実施時期を令和2年6月末までの間、延期することが可能となっています。

当局において各健康診断機関の意見等を踏まえ、検討した結果、感染防止等の観点から、令和2年6月末までに予定されていた健康管理手帳所持者を対象とした健康診断については、7月以降に延期することになりましたのでお知らせいたします。

なお、今後、新型コロナウイルスの感染予防等の観点から、再び延長される等、対応が変更になることもありますが、その際は改めてお知らせいたします。

(関係リンク先)

新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け） 6 - 問 2 参照  
( [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html))

【問合せ先】

茨城労働局労働基準部健康安全課

電話 029-224-6215